佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年10月31日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第52号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。	
改正前	改正後
(地域交流部各課の分掌事務)	(地域交流部各課の分掌事務)
第8条 地域交流部各課の分掌事務は、次のとおりとする。	第8条 地域交流部各課の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) さが創生推進課	(1) さが創生推進課
ア〜ウ 略	ア〜ウ 略
	エ むしろこれから鹿島・太良プロジェクトに関すること。
(2) • (3) 略	(2) • (3) 略
(4) 交通政策課	(4) 交通政策課
ア・略	ア略
イ 鉄道に係る施策の企画及び調整並びに鉄道沿線地域の振興 に関すること。	イ 鉄道に係る施策の企画及び調整並びに鉄道沿線地域の振興 に関すること (他課の分掌する事務に関する部分を除く。)。
ウ 略	ウ 略
(5) 略	(5) 略
(県土整備部各課及びセンターの分掌事務)	(県土整備部各課及びセンターの分掌事務)
第15条 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりと	第15条 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりと
する。	する。
(1)~(5) 略	(1)~(5) 略
(6) まちづくり課	(6) まちづくり課
ア・イ 略	ア・イ 略
	ウ 肥前鹿島駅及びその周辺地域の整備に関すること。

改正前	改正後
<u>ウ</u> ~ <u>ケ</u> 略	<u>工</u> ~ <u>コ</u> 略
$(7) \sim (9)$ 略	(7) \sim (9) 略

附則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。